

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

◎政策等の題名

- 「杉並区情報化基本方針」
- 「杉並区情報化アクションプラン」

◎政策等の案の公表の日

平成29年3月1日

◎意見提出期間

平成29年3月1日から3月30日まで（30日間）

◎意見提出実績

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、3件の意見の提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数 (A+B)	人数 (A)	団体数(B)	項目数
文書				
ファクス				
電子メール				
ホームページ	3	3		7
その他				
合計	3	3		7

注1) 件数：提出件数（但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする）

注2) 項目数：寄せられた個人毎の意見の総数（例 提出件数2件 A氏;2項目、B氏;3項目⇒項目数;5）

◎お寄せいただいた意見と区の考え方

- (1) 意見の概要と区の考え方
別紙1のとおり
- (2) 杉並区情報化基本方針改定案等の修正一覧
別紙2のとおり

問い合わせ先

杉並区総務部情報政策課計画推進係

電話 03-3312-2111 内線1742

意見の概要と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	修正 追記
第一 地域情報化の推進 目標 3 ICTの活用による多様なニーズに応える区民サービスの実現			
1	<p>区は住基ネットに関する訴訟に敗訴し、住民票コードを活用して区民サービスの充実を行うとしましたが、今度はマイナンバーを活用した区民サービスを充実することとしています。なぜマイナンバーが必要になったのでしょうか。</p>	<p>住民票コードは、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）で使われる専用の番号であり、転入転出手続きの簡素化などに利用されています。</p> <p>一方、マイナンバーは、国のマイナンバー法に基づき、社会保障・税・防災の分野で使用することにより、国民の利便性向上や行政の効率化を図るもので、住民票コードとは異なる制度・目的で利用されるものです。</p>	無
2	<p>住基ネットについての経緯を総括した情報の周知が区民に徹底されていない状況を改善してから情報化アクションプランの改定に着手すべきではないでしょうか。</p>	<p>区では、最高裁判所の決定を踏まえ、平成 21 年 1 月から住基ネットに参加しました。その際には、この間の経緯とともに区の取組をまとめ、広報すぎなみ等を通じて区民の皆様にお伝えしました。経緯については、現在も区公式ホームページに掲載しております。</p> <p>区としましては、情報化アクションプランにお示しするように、マイナンバー制度及びマイナポータルのサービスを活用し、行政の効率化や区民サービスの向上に役立ててまいります。</p>	無
第二 創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進 目標 1 効率的かつ安全な情報化の推進			
3	<p>情報セキュリティの強化については、現状はどの程度だと認識しているのでしょうか。強化した結果どのような状態を達成する予定でしょうか？</p>	<p>情報セキュリティ対策については、基幹業務とインターネットとのネットワークの分離など、技術的な対策を進めるとともに、情報セキュリティ事件・事故対応の統一的窓口（CSIRT）の設置などの体制強化にも取り組んでいます。</p> <p>ハード・ソフトの両面から情報セキュリティ対策を強化することで、標的型攻撃等の巧妙化するサイバー攻撃から個人情報をはじめ、区の重要な情報を守り、安全・安心を確保した上で、ICTの活用を図ってまいります。</p>	無

第二 創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進

目標2 行政保有情報の共有・活用の推進

No.	意見の概要	区の考え方	修正 追記
4	<p>情報化の推進を現在の区政、業務の効率化のためだけでなく杉並区の価値を上げる手段としてほしい。例えば、区議会や各種審議会、委員会の動画配信や議事録の公開を行って行政の見える化をしてほしい。</p>	<p>情報化基本方針・情報化アクションプランでは、「地域情報化の推進」と「創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進」の2つの方向を掲げ、情報化の面から杉並区基本構想の実現に取り組むこととしています。</p> <p>区議会などの情報の公開については、区公式ホームページを通じて、区議会本会議や予算及び決算特別委員会の動画配信のほか、区議会や各種審議会の議事録の公開などを行っています。</p> <p>今後も、区政の透明性向上のため、区政の情報の公開を進めていきます。</p>	<p>修正 別紙2 No.12</p>
5	<p>高齢化が著しい住宅都市として、区内の空き家バンクや医療、介護サービスのデータベースやポータルサイトを作っていただきたい。</p>	<p>区公式ホームページには、高齢者向けのポータルサイトとして介護保険サービス事業者の情報検索サイトやすぎなみ健康サイトを開設しています。</p> <p>今後も、区民のニーズ等を踏まえ、区政に関する情報の提供を進めていきます。</p>	
<p>第三 情報化基本方針の実現に向けて</p>			
6	<p>情報化アクションプランを作成するにあたっての、根拠となったデータはどのようなものでしょうか。</p>	<p>情報化アクションプランは、区の実行計画や協働推進計画、行財政改革推進計画のほか、各課の実施する事務事業を基に策定しています。</p>	<p>無</p>
7	<p>現在までに実施した施策に対して、本年はどの程度の完成度となっているのかが不明確と感じました。</p>	<p>今回は、情報化基本方針と情報化アクションプランを同時に改定するため、目標ごとの現在の達成状況等については、重複を避けるため情報化基本方針に記載しております。</p> <p>なお、現行のアクションプラン43項目のうち、目標達成や新規項目への統合等で削除した項目は11項目、追加した項目は17項目であり、改定後のアクションプランは49項目となります。</p>	<p>無</p>

杉並区情報化基本方針改定案等の修正一覧

(1) 杉並区情報化基本方針改定案の修正一覧

No.	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
1	P2 はじめに 2	図解なし	情報化基本方針の位置づけに係る図解を追加	・より分かりやすくするための修正
2	P3 はじめに 3 (2)	(前略) その反面、回答者からは、ICTを活用した情報発信の推進 <u>とともに</u> 、身近な(後略)	(前略) その反面、回答者からは、ICTを活用した情報発信の推進 <u>ばかりでなく</u> 、身近な(後略)	・適切な記述に修正
3	P18 第二 目標2 (2)	(前略) 区は、 <u>平成27年4月</u> に杉並区電子地図サービス「すぎナビ」を開設し、震災救護所や消火器・防災井戸等の(後略)	(前略) 区は、 <u>平成26年7月</u> に開設した杉並区電子地図サービス「すぎナビ」を通じて、 <u>平成27年4月</u> から震災救護所や消火器・防災井戸等の(後略)	・誤記による修正 ・適切な記述に修正
4	P19 第二 目標3	(前略) 更なる業務効率や利便性の向上に努めていく <u>ため</u> 、職員の育成を(後略)	(前略) 更なる業務効率や利便性の向上に努めていく <u>ことが求められます。そのため</u> 、職員の育成を(後略)	・適切な記述に修正

(2) 杉並区情報化アクションプラン改定案の修正一覧

No.	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
5	P1 目的 計画期間	図解なし	情報化アクションプランの位置づけに係る図解を追加	・より分かりやすくするための修正
6	P7 第一 目標2 (1)	(1) わかりやすく区の情報や魅力を発信する戦略的広報を推進します。 【28年度現状】戦略策定 【29年度】推進	(1) わかりやすく区の情報や魅力を発信する戦略的広報を推進します。 【28年度現状】 <u>検討</u> 【29年度】 <u>戦略策定</u> ／ <u>推進</u>	・適切な記述に修正
7	P7 第一 目標2 (2)	(2) 地域活動に関する情報発信力を高めます。 主管課 <u>協働推進課</u>	(2) 地域活動に関する情報発信力を高めます。 主管課 <u>地域課</u>	・適切な記述に修正

8	P8 第一 目標 2 (7)	(7) ふるさと納税制度の取組にポータルサイト等を活用します。 主管課 総務課 区民生活部管理課	(7) ふるさと納税制度の取組にポータルサイト等を活用します。 主管課 _____ 区民生活部管理課	・適切な記述 に修正
9	P12 第一 目標 3 (9)	(9) 学校 I C Tを推進し、子どもたちの学びの可能性を拡げます。 主管課 教育委員会庶務課	(9) 学校 I C Tを推進し、子どもたちの学びの可能性を拡げます。 主管課 教育委員会 <u>事務局</u> 庶務課	・適切な記述 に修正
10	P16 第二 目標 2 新規項目 追加	項目なし	※第二 目標 2 の (2) として以下の項目を追加するとともに、(2) 以降の各項目番号に 1 を加える。 (2) E T C 2 . 0 のデータを活用した生活道路の安全対策を実施します。 実計【新規】 国の提供する E T C 2 . 0 から得られるビッグデータを活用して、生活道路の走行速度や急ブレーキ箇所を分析し、事故が発生する可能性がある潜在的な危険箇所を特定し、予防型の安全対策を実施します。(2-2-2) 【項目名】 安全な暮らしの道整備 【主管課】 土木計画課 【28 年度現状】 検討 【29 年度】 実施 【30 年度】 実施 【31 年度】 実施	・新たな取組 の追記
11	P17 第二 目標 2 (5)	(4) 新たな校務支援システムを導入し、校務処理の効率化を進めます。 (2-2-4) 主管課 教育委員会庶務課	(5) 新たな校務支援システムを導入し、校務処理の効率化を進めます。 (2-2- <u>5</u>) 主管課 教育委員会 <u>事務局</u> 庶務課	・適切な記述 に修正

<p>12</p>	<p>P17 第二 目標 2 (6)</p>	<p>(5) 区が保有する情報を区民や企業等が利活用可能な形式で提供し、区民サービスの向上等につなげていきます。</p> <p>区が保有する公共データについて、区の組織間・職員間での共有・連携を行うとともに、公開条件等のルールを定め、区民や企業等が利活用可能な形式の電子データ（オープンデータ）として公開し、区民サービスの向上や地域課題の解決につなげていきます。</p> <p>(2-2-5)</p> <p>【項目名】 オープンデータの利活用 【主管課】 情報政策課 【28年度現状】 推進 【29年度】 推進 【30年度】 推進 【31年度】 推進</p>	<p>(6) 区政に関する情報提供の充実と、区が保有する公共データのオープンデータ化を進めます。</p> <p>区政に関する情報について、区民ニーズを踏まえた提供の充実を図ります。</p> <p>また、区が保有する公共データについて、区の組織間・職員間での共有・連携を行うとともに、公開条件等のルールを定め、区民や企業等が利活用可能な形式の電子データ（オープンデータ）として公開し、区民サービスの向上や地域課題の解決につなげていきます。</p> <p>(2-2-6)</p> <p>【項目名】 区政に関する情報提供の充実とオープンデータの利活用の推進 【主管課】 情報政策課 【28年度現状】 充実／推進 【29年度】 充実／推進 【30年度】 充実／推進 【31年度】 充実／推進</p>	<p>・区民等の意見提出手続による意見等を踏まえた修正</p>
-----------	--------------------------------	---	---	---------------------------------